

平成・令和 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、医療費控除は受けられません。

セルフメディケーション税制

申告する前年に納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円以上ある場合、8万8千円を限度に控除できます。

※申告にはこの明細書と健康診断の結果通知表など健康の保持増進や疾病の予防への取り組みがわかる書類を添付・提示してください。
※従来の医療費控除との併用はできません。また健康の保持増進や疾病の予防への取り組みにかかる費用は控除対象となりません。

氏名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

セルフメディケーションを選択する場合、右記の(1)～(2)を記入します。
健康の保持増進や疾病の予防への取り組みに要した費用は、控除対象となりません。

(1)取組内容	☐ 健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 ☐ ()
(2)発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、 医療機関名など)	

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)医薬品の名称	(2)薬局などの支払先の名称	(3)支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補填される金額
(例) ○○薬	△○薬局	100,000円	
合計		A	B

【控除額の計算】

支払った医療費	合計	A
保険金などで 補填される金額		B
差引金額 (A — B)	(赤字の時は0円)	C
	12,000	D
医療費控除額 (セルフメディケーション税制) (C — D)	(最高88,000円、赤字の時は0円)	E

申告書おもての⑫医療費控除(セルフメディケーション税制)に転記します。